

二子山後援会埼玉西支部会則

- 第一条 (名称) 本会は二子山後援会埼玉西支部と称する。
- 第二条 (事務局) 本会の事務局は、埼玉県所沢市北岩岡 366 に置く。
- 第三条 (目的) 本会は、二子山親方が国技相撲の発展のために活躍できるよう物心両面から支援し、またその弟子である力士の養成に寄与することを目的とする。
- 第四条 (事業) 一、事業活動は事務局・幹事で立案の上、会長と代表幹事と共に企画運営し、二子山親方の承認後実施する。
二、定例的事業として次の各項を実施する。
(イ) 会員へ毎場所の番付表等の配布
(ロ) 大相撲カレンダーの配布 (年末)
(ハ) 激励会の開催
(ニ) その他目的達成に必要な事項
- 第五条 (会員特典) 一、年6場所 (親方の押印入り) 番付、会報 贈呈
二、大相撲カレンダー (親方の押印入り) 贈呈
三、各種パーティー、イベントへの参加 (実費参加)
四、入会時又は継続時に記念品を贈呈
- 第六条 (会員) 第三条に賛同する法人、個人をもって構成する。
- 第七条 (資格) 一、本会則に同意した方。
二、反社会的勢力及びその関係者でない方。
三、第九条に基づく退会処分を受けていない方。
- 第八条 (入会) 本会の入会は随時受付とする。入会初年度は三月場所までと次の一年間を有効期限とし、その後更新は五月場所から三月場所までの1年間とする。
- 第九条 (退会) 一、本会の会員がその資格を失った場合、納入した会費は返還しないものとする。
二、更新手続きがない場合、退会の意志とする。
三、会員は次にあげる、後援会内における次の行為を禁止する。
(イ) 公序良俗に反する行為
(ロ) 法律等に反する行為
(ハ) 二子山親方及び関係者へのプライバシー等の侵害行為
四、会員が次の事項に該当する場合、当該会員を退会させることができる。
(イ) 本会則を違反した場合
(ロ) 本会の名誉、信用を著しく傷つけた場合
(ハ) 犯罪行為等により、社会的信用を失った場合。
(ニ) 二子山親方、役員会が不適と認めた場合。
(ホ) 禁止行為をした場合。

第十条 (役員) 本会の役員は二子山親方が任命、決定し、次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| 一 会 長 | 一名 |
| 二 副 会 長 | 一名 |
| 三 代表幹事 | 若干名 |
| 四 幹 事 | 若干名 |
| 五 監 査 | 二名 |
| 六 事務局長 | 一名 |
| 七 事務局 | 若干名 |

会長は、本会を代表する。

代表幹事は会長を補佐し会長事故あるときは之に代わる。

幹事は本会を後援し発展の推進役となる。

監査は本会の事業及び会計を監査する。

事務局長は会務を専務すると共に庶務会計を担当する。

第十一条 (会議) 役員会等は、必要に応じ随時二子山親方が承認し会長が招集する。

第十二条 (経費) 本会の経費は会費、寄付金をもって充当する。

会費は、年額 法人会員 一口 法人 30,000 円

個人会員 一口 個人 10,000 円 とする。

第十三条 (会計 年度) 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり三月三十一日迄の暦年とする。

第十四条 (会計 監査) 本会の会計監査は毎年一回実施する。

第十五条 (そ の 他) 本会会員は、大相撲発展のため新弟子発掘に協力する。

第十六条 (会則の改正) 本会の会則は必要に応じ二子山親方の承認を得て改正することができる。

第十七条 (付 則) 本会の会則は平成三十年四月一日より之を施行する。